

千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への
認証制度実施要綱

2 千保生衛発第237号

令和2年7月30日

(目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の予防対策（以下「感染症予防対策」という。）に、自ら積極的に取り組んでいる飲食店営業施設等を認証し、公表することで、区民に安心と信頼を提供するとともに、新しい日常の定着を促進すること、そして感染症予防対策の更なる普及を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この認証制度の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条の営業施設その他の公衆衛生の見地から特に感染症予防対策が必要であると認める施設をいう。

2 前項の対象施設は、別に定める。

(認証基準)

第3条 千代田保健所長（以下「保健所長」という。）は、事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 認証基準は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況に対応し、より実効性のある感染症予防対策となるものとして、別に定める。

(名称)

第4条 前条の認証基準を満たした対象施設の名称は、「千代田区新しい日常店」とする。

(申請)

第5条 この要綱による認証（以下「認証」という。）を受けようとする事業者は、対象施設ごとに、当該対象施設において自らが実施すべき感染症予防対策を認証基準に沿って定め、別に定める書面により保健所長に申請するものとする。

(認証等)

第6条 前条の規定により認証の申請があったときは、保健所長は、提出された書類を確認するとともに、必要に応じて実地調査を行う等により、申請の内容を審査するものとする。

2 保健所長は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨の認証をするものとする。

3 保健所長は、前項の規定により認証をしたときは、当該認証に係る事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証をした旨を別に定めるところにより通知するとともに、その旨を表象するマーク（以下「認証マーク」という。）を交付するものとする。

4 認証マークは、別に定める。

5 保健所長は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めたときは、当該申請に係る事業者に対し、認証をしない旨を別に定めるところにより通知するものとする。この場合において、保健所長は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証をしないこととした理由を示すよう努めるものとする。

（認証マークの利用等）

第7条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）の主たる出入口の見やすい場所に認証マークを掲示するものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰すことができない事由により認証マークを汚損し、又は亡失したときは、別に定める書面により認証マークの再交付を求めることができる。

（有効期間）

第8条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

（変更の報告）

第9条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別に定める書面により保健所長に報告するものとする。

（認証の更新）

第10条 認証事業者は、認証の有効期間満了後においても引き続き認証を受けようとするときは、満了日の1か月前までに、別に定める書面により、保健所長に認証の更新を申請するものとする。

2 第6条及び第8条の規定は、前項の更新の申請について準用する。

(継続期間評価制度)

第11条 この要綱に定める感染症予防対策は、認証施設における新しい日常として、継続して行うことが重要であることから、その継続期間を評価する制度を設ける。

2 前項の継続期間評価制度については、別に定める。

(認証のランク)

第12条 第3条の認証基準は、感染症予防対策として必要最小限の基準を定めたもの（以下「Class I 基準」という。）及び感染症予防対策としてより高度な基準を定めたもの（以下「Class II 基準」という。）の2段階による基準とし、その内容は別に定める。

2 保健所長は、第6条の規定により認証をするときは、前項のいずれの基準による認証であるかを明らかにしなければならない。

3 Class I 基準による認証を受けた認証事業者が、Class II 基準による認証を希望する場合は、別に定める書面により申請を行うものとする。

4 保健所長は、前項の申請に基づく審査により、対象施設がClass II 基準に適合していると認めるときは、Class II 基準により認証をした旨を通知するとともに、その旨を表象する認証マークを交付する。

5 保健所長は、Class I 基準による認証の更新申請において、対象施設がClass II 基準に適合していると認めるときは、Class II 基準により認証をした旨を通知するとともに、その旨を表象する認証マークを交付する。

6 第6条第1項の規定は、第3項の申請について準用する。

(調査等)

第13条 保健所長は、必要があると認めるときは、所属職員に認証施設を調査させ、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させるとともに、認証事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(認証事業者の責務)

第14条 認証事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。

- (2) 感染症予防対策について管理記録を作成し、保存すること。
- (3) 認証マークを適正に使用し、及び管理すること。
- (4) 保健所長が行う認証施設に係る調査に協力すること。
- (5) 認証施設であることについて広告又は宣伝をするときは、この要綱による認証制度について明瞭かつ正確に表示すること。
- (6) 認証施設において、新型コロナウイルス感染症の発生が疑われる際は、保健所長が行う疫学調査や施設調査に積極的に協力すること。
- (7) 前各号に規定するもののほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要があると保健所長が認めること。

(認証の辞退)

第15条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした当該事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「千代田区新しい日常店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第16条 保健所長は、認証事業者が第14条に規定する責務を果たさず、又は認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 認証事業者が第13条の規定に基づく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告を行った場合は、認証を取り消すものとする。
- 3 東京都が東京都要綱に基づく認証を取り消し、その旨が区に通知された場合は、保健所長は、直ちに認証の適否について調査し、必要があると認めるときは、認証を取り消すものとする。
- 4 保健所長は、前3項の規定により認証を取り消したときは、当該認証事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により認証を取り消された当該事業者は、遅滞なく、認証マークの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「千代田区新しい日常店」の名称の使用をやめなければならない。

6 保健所長は、第1項から第3項までの規定により認証を取り消した事業者を公表することができる。

(認証の効力の一時停止)

第17条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したとき（以下「感染者発生時」という。）は、認証事業者は、直ちに、保健所長に報告するとともに、認証マークの利用及び「千代田区新しい日常店」の名称の使用を中止し、認証基準を満たしているか確認しなければならない。

2 前項の規定に基づく確認の結果、講ずべき措置に遺漏がないと保健所長が認めた場合は、再度認証マークの利用等を行うことができる。

(不遵守の場合の取消し)

第18条 感染者発生時において、その原因が認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、保健所長は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された当該事業者は、遅滞なく、認証マークを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(緊急事態措置との関係)

第19条 第5条から第14条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、保健所長は、認証（更新を含む。）の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(1) 千代田区の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。

(2) 前号の措置に係る新型コロナウイルス感染症のまん延の状況を勘案して、保健所長が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたとき。

(認証施設の公表について)

第20条 保健所長は、認証施設について次に定めるところにより公表する。

(1) 公表は、千代田区ホームページにおいて行うものとする。

(2) 公表する事項は、認証施設の名称、所在地、認証年月日その他保健所長が必要と認める事項とする。

(3) 公表は、認証後、速やかに行うものとする。

(免責)

第21条 千代田区は、事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において新型コロナウイルス感染症が発生したことによって、当該事業者又は認証施設の利用者に生じた損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(東京都との連携)

第22条 「千代田区新しい日常店」認証制度は、東京都要綱に基づく認証制度と連携を図るものとする。

2 前項の連携を図る対象となる施設は、認証施設のうち東京都要綱の適用を受ける施設とする。

3 第3条の認証基準は、東京都要綱に定める基準との整合を図り、定めるものとする。ただし、千代田区の実情に照らし、東京都要綱に定める基準より厳しい要件による認証基準を定めることを妨げない。

4 認証施設の感染症予防対策の実施状況については、東京都と定期的な情報共有を図るものとする。

5 第16条第1項又は第2項の規定により「千代田区新しい日常店」の認証を取り消した場合、保健所長は、東京都に直ちに通知する。

(普及啓発)

第23条 保健所長は、感染症予防対策に関する情報について、広く普及啓発を行うものとする。

2 保健所長は、認証事業者の求めに応じ、感染症予防対策に関し適切な助言をしなければならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(制度の見直し等)

2 この要綱は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況に応じ、見直しを図るとともに、新型コロナウイルス感染症が収束したと認められるときは、適切な時期に廃止するものとする。

附 則（令和3年9月30日3千保生衛発第363号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。